

令和4年11月8日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年11月8日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番		5番		6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 4番 宇藤 信喜 5番 後藤 則和

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 改めまして、こんにちは。
 第8回の高森町農業委員会総会に、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
 2名の方が欠席でございますが、12名ご出席なので、本日の会議を始めさせていただきたいと思っております。
 会議規則により、定足数に足りておりますので、総会の成立を宣言いたします。
 それでは早速、会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

会長 皆さん、こんにちは。
 皆さんお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
 近日は、毎日天気が良くて刈取りとか収穫、またほかの仕事等もはかどっていることかと思っております。
 今年は特に、資材等、原材料等が値上がりして、資材、農薬、肥料または燃料、電気代とか今、経費に係る値段が高くなっております。
 それに対して農作物はというと、それほど値段も上がらなく、また米に関しては去年より下がっているということで、経営のほうも何かと大変だと思っております。
 このままでは、国の方針では耕作放棄地を無くすようにと言っておりますけど、それを無くすための農家の経営がこんなに大変になれば、もう放棄地が無くなるどころかまた増えてくるんじゃないかなと、危惧しております。
 そういったことが起こらないように、国も何か適切な方策をしてもらえればいいかなと思っております。
 そして、今回、数件の審議資料がありますので、皆さんの審議の上で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
 それと、審議が終わった後、私と事務局からひとつ提案というか報告がありますので、そちらもよろしくお願ひいたします。
 お疲れです。

事務局 ありがとうございます。
 それでは、早速、議事に入っていきたいと思っております。
 進行を会長にお願ひしたいと思っております。

議長 はい。始めます。

事務局 「議第25号」
 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署

名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年11月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ということですので、こちらから指名させていただきますけど、いいでしょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。今回、5番委員は欠席ですので、6番委員と、7番委員にお願いいたします。

「報告第9号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年11月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは、農地法第3条の3の規定による届出ということですので、事務局から説明していただきます。

事務局 事務局から説明いたします。

こちら4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地については下記の3筆になっております。登記地目、現況地目については一般畑、相続人、被相続人については、下記のようになっております。

あっせん希望はありで、こちらは弟から姉へ相続する案件となっております。

補足資料は3ページのとおりです。

〇〇〇〇の西側、あと南側のほうにある計3筆となっております。

議長 今、事務局から説明がありましたけれども、これは報告ということですので、これで承認したいと思います。

(複数委員) はい。

議長 **「議第26号」**

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年11月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。農地法第3条の審議資料で、この議案の担当委員は5番委員ですが、本日は欠席ですので事務局から説明していただきます。

事務局 事務局から説明させていただきます。
こちらにつきましては、6ページをお開きください。
1番、譲受人は下記のとおりです。
譲渡人についても下記の方になります。
土地の所在地につきましては、下記の2筆です。
登記地目、現況地目ともに畑で、所有権移転の売買となっております。
農地等の情報は今言ったとおりですが、譲渡人は農業を廃業するため、第三者に譲り渡すというような内容です。
また、3条の許可基準としまして、申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和などの要件を満たしております。
補足資料は、5ページから6ページとなっております。
2筆ありますが、1番の上段の筆は、こちらの補足資料の上段です。
下段の筆は、同じページの下段の2枚の写真のとおりです。
また、以上のことから総合的に見まして、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、これで決定いたします。

「議第27号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和4年11月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。農地法第4条の審議資料の1番ですが、これは担当委員の8番委員から説明をお願いします。

8番委員 こんにちは。この議第27号、農地法第4条審議資料の中にありますが、このことについては、今年度最初の総会のおきに出された物件の漏れている部分と申しますか、畑の進入路付近で又番になっていて、よく分からなかったということで、今回改めて提出させていただきます。

申請者ほか土地情報、転用目的、転用理由は記載のとおりです。
よろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足で説明します。

こちら補足資料は8、9ページです。

こちら8番委員が先ほど説明されましたが、昨年農振除外が漏れておりました、今年5月に農振除外申請をされまして、先月、県から除外同意をされた案件となっております。

また、こちらの4条許可基準としましては、申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から、一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことにつきまして、総合的に見て本許可申請については許可相当であると判断しています。

議長 今の説明に対して、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案を可決いたします。

「議第28号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（配分）（案）の承認について。

中間管理・農地バンク一括方式。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年11月8日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は、農用地利用集積計画書ということですので、これも事務局から説明していただきます。

事務局 はい、事務局から説明いたします。10ページをお開きください。

番号1、権利の種類につきましては、賃貸借権設定機構の農地バンク一括方式、集積と下のほうは、配分となっております。

こちらは、利用権の設定を受ける者は農業公社、下の借受者は法人となっております。

利用権を設定する者は下記の方です。

そしてその下に同じく熊本県農業公社となっておりますが、土地の所在地につきましては、下記の1筆です。

現況地目は畑、契約期間は10年、支払方法は1筆当たりこちらの値段です。

耕作面積は記載のとおりです。

こちらは、いつもと同様に中間管理機構を通した契約になっておりますが、今回は農地バンク一括方式と申しまして、この一番上の権利の種類のところ集積と、下の配分と二つ同じものが出てきています。

今月から、この一括方式というやり方に変わります。

来年からは、この方式でしか農業公社が権利の設定をしないということになっておりますので、すべて同時に集めてきた農地をその月の農業委員会で配分するところまで報告するというような内容になっております。

補足資料が11ページです。

こちらの筆を11ページに書いてあるとおり、分かりやすく言うと、中間管理事業の後にある個人の方が農業公社に貸して、一番右の法人に貸し付けるという形です。

今回、この制度がちょっと変わりました、集積を例えば11月に農業委員会に提出しまして、今までですとその後、12月の農業委員会で配分を報告するという2段階方式でやっていたものを、今回は一括して、11月の農業委員会ですべて完結するというようなやり方になっております。

今後はこのやり方になりますので、申請等を受け付ける際には、今までよりも前もって準備をすることが多くなります。

今回は、7番の委員さんには、いろいろと、印鑑をもらっていたり、書類集めなどいろいろしていただきました。

大変7番委員さんにはお世話になりました。

今後は、この案件が増えてくると思いますので、ほかの委員さんにも同じように印鑑をお願いしたり、地元の知っている方の農地を貸し付けるという案件になってきますので、いろいろ書類とかをお

願いすることもあるかと思しますので、その際はよろしくお願いたします。

以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 それでは、ないようですので、これを承認いたします。

これで全部の審議が終わりました。

本日の農業委員会の会議を閉じたいと思います。

皆さん、お疲れでした。